

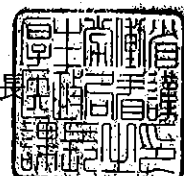


医政看発1224第2号

平成21年12月24日

(社) 全国訪問看護事業協会長 殿

厚生労働省医政局看護課長



新人看護職員研修ガイドラインの送付について

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新人看護職員研修に関する検討会におきまして、新人看護職員研修ガイドラインの策定及び普及のための具体的方策について検討し、中間まとめを致しましたので送付いたします。

すでにご承知のとおり、第171回国会において、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、新たに業務に従事する看護職員の臨床研修等が努力義務として規定され、平成22年4月1日より施行されることとなっております。

そのため、新人看護職員研修をすでに実施している医療機関だけでなく、新人看護職員を迎えるすべての医療機関において、研修の企画・立案に本ガイドラインが活用され、新人看護職員研修が実施されることが期待されます。

つきましては、貴管内の医療機関等に対する周知について、ご協力くださいますようお願い致します。

なお、この新人看護職員ガイドラインは厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) でも閲覧可能となっておりますことを申し添えます。